

# 入 札 説 明 書

広島県西部総務事務所東広島支所（東広島市西条昭和町13番10号）

TEL: (082)-422-6911 FAX: (082)-423-8799

業 務 名	広島県東広島庁舎施設警備業務	履行期間	令和7年4月1日（火）～ 令和10年3月31日（金）	履行場所	東広島市西条昭和町13番10号 広島県東広島庁舎	入札参加資格 確認申請書提出期限	令和7年1月27日（月）
技術評価等資料 提出期限	令和7年2月18日（火）	仕様書等に対する 質問書提出期限	令和7年2月7日（金）	入札期間	令和7年2月14日（金）～ 令和7年2月18日（火）	開札日時	令和7年2月19日（水） 午前10時

## 注 意 事 項

- 1 入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）について
    - (1) 入札参加希望者は、公告で定める入札参加資格要件に応じ、誓約書のほか次に掲げる必要な書類を申請書に添付しなければならない。
      - ア 誓約書
      - イ 労働保険の未適用及び直近1年間の保険料の未納がないことを証明する書類
    - (2) 申請書及び前号に定める必要な書類（以下「申請書等」という。）の作成に要する費用は、入札参加希望者の負担とする。
    - (3) 申請書等に虚偽の記載をした者については、指名除外措置を行うことがある。
    - (4) 申請書等は、電子入札システムを使用して提出すること。
 

書面により提出する場合は、持参又は郵便等による。郵便等による提出は、一般書留郵便、簡易書留郵便及び一般信書便事業者又は特定信書便事業者の提供するサービスでこれらに準じるものに限る。（民間宅配事業者のいわゆる「メール便」はこれに当たらない。）

      - ・書面により提出する場合の提出先  
〒730-8511 広島市中区基町10番52号  
広島県会計管理部契約・調達管理課（広島県庁舎南館1階）  
電話（082）513-2315（ダイヤルイン）
  - 2 仕様書及び図面（以下「仕様書等」という。）について
    - (1) 仕様書等に対する質問がある場合は、上記仕様書等に対する質問書提出期限までに、持参、郵便等又は電子メールにより提出すること。
      - ・提出先  
〒739-0014 東広島市西条昭和町13番10号  
広島県東広島庁舎南館5階 広島県西部総務事務所東広島支所総務課庶務係  
電話（082）422-6911（内線2115）
      - メールアドレス sjwhsoumu@pref.hiroshima.lg.jp
    - (2) 交付を受けた仕様書等について、契約担当職員が返却を求めた場合は、入札当日返却すること。ただし、入札参加資格要件等に適合しないとされた者については、その通知を受けた日から5日以内に返却すること。
  - 3 技術評価等資料について
    - (1) 提出後の技術評価等資料の変更、差し替え等は認めない。
    - (2) 提出された技術評価等資料は返却しない。
    - (3) 技術評価等資料の作成に要する費用は、入札者の負担とする。
    - (4) 技術評価等資料に虚偽の記載をした者については、指名除外措置を行うことがある。
  - (5) 提出は、持参、郵便等又は電子メールによる。ただし、郵便等又は電子メールによる場合は、期限までに必着することとする。また、持参、郵便等により提出する技術評価等資料は、提出者の商号又は名称及び当該入札に係る業務の名称及び開札日を記載した封筒に封入して提出すること。
    - ・提出先  
上記2（1）と同様
  - (6) 技術評価等資料の記載事項は原則として全て履行しなければならない。
- 4 入札について
- (1) 入札書は電子入札システムを使用して提出すること。書面により提出する場合は、上記1（4）の場所に持参又は郵便等により提出すること。
  - (2) 次に該当する場合は、その入札は無効とする。
    - ア 入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。
    - イ 入札を取り消すことができる制限行為能力者の意思表示であるとき。
    - ウ 契約担当職員において定めた入札に関する条件に違反したとき。
    - エ 入札者が二以上の入札をしたとき。
    - オ 他人の代理人を兼ね、又は2人以上を代理して入札したとき。
    - カ 入札者が連合して入札したとき、その他入札に関して不正の行為があったとき。
    - キ 入札保証金が所定の額に満たないのに入札したとき。
    - ク 必要な記載事項を確認できない入札をしたとき。
    - ケ 再度の入札をした場合においてその入札が一であるとき。
    - コ 入札に際しての注意事項に違反した入札をしたとき。
  - (3) 落札者がいないときは再度の入札をする。ただし、無効な入札をした者は、再度の入札に参加することができない。
  - (4) 再度の入札は5回を超えないものとする。
  - (5) 再度の入札の日時は別途指示する。
- 5 契約書について
- (1) 落札者は、契約担当職員から交付された契約書に記名押印し、落札通知を受けた日から5日（広島県の休日を含め定める条例（平成元年広島県条例第2号）第1条第1項に規定する県の休日を除く。）以内に契約担当職員に提出しなければならない。ただし、やむを得ない場合は、この限りではない。
  - (2) 契約書は2通作成し、各自その1通を保有するものとする。

## 契 約 事 項

- 1 広島県会計規則及び広島県契約規則に基づき執行する。
- 2 入札保証金  
□有 ■無
- 3 契約保証金  
公告に定めるとおり
- 4 地方自治法第234条の3の規定に基づく長期継続契約 ■適用 □適用なし

## 添 付 書 類

- 公告の写し
- 入札参加資格確認申請書の様式
- 誓約書の様式
- 技術評価等資料提出書の様式
- 入札書の様式
- 委任状の様式
- 契約書（案）
- 仕様書（特記仕様書）
- 仕様書等に対する質問書の様式
- 電子データの保存等に関する申出書
- その他（庁舎図面）